

令和4年度宮城県保育士等キャリアアップ研修業務企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が実施する「令和4年度保育士等キャリアアップ研修業務」の業務委託に当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 募集事項

1 業務の名称

令和4年度宮城県保育士等キャリアアップ研修業務

2 業務の概要及び目的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）に基づく研修（以下「キャリアアップ研修」という。）を実施し、保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場におけるリーダー的職員の育成やその資質の向上を図ることを目的とする。

3 業務の内容

「令和4年度宮城県保育士等キャリアアップ研修業務」企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

5 委託料の上限額

19,996,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の上限額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

6 留意事項

業務の内容は、発注者と契約予定者の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、業務の進行にあたっては、受託者と委託者で打ち合わせを行い、方針を決定する。

第3 応募資格等

1 応募の資格

保育に関する研修の十分な実績と業務遂行能力を有し、仕様書に定める業務について適正な執行体制を有する者とする。

2 応募の条件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

- (2) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

第 4 企画提案募集の日程（予定を含む）

年月日	項目
令和 4 年 5 月 2 日（月）	企画提案募集開始
令和 4 年 5 月 1 2 日（木）午後 5 時	質問受付期限
令和 4 年 5 月 1 7 日（火）午後 5 時	参加表明書受付期限
令和 4 年 5 月 2 3 日（月）午後 3 時	企画提案書等提出期限
令和 4 年 6 月 2 日（木）	企画提案内容のプレゼンテーション
令和 4 年 6 月 1 0 日（金）	選定結果の通知
令和 4 年 6 月下旬	契約の締結

第 5 質問の受付及び回答

1 質問方法

企画提案に関し質問がある場合は、質問書（様式第 4 号）に必要事項を記入の上、件名を「令和 4 年度宮城県キャリアアップ研修事業に関する質問」とし、電子メールにより宮城県子ども総合センター企画育成班（kodomss-p@pref.miyagi.lg.jp）宛てに提出すること。

なお、電話や訪問等による質問は受け付けない。

2 質問書提出期限

令和 4 年 5 月 1 2 日（木）午後 5 時（必着）

3 回答方法

質問に対する回答は、宮城県子ども総合センターのホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接の関わるものについては、当該質問者に対してのみ電子メールで回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

第 6 企画提案書の提出

1 提出期限

令和 4 年 5 月 2 3 日（月）午後 3 時（必着）

2 提出方法

郵送又は持参

※ 持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。また、郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とすること。

3 提出書類

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 参加表明書（様式第 1 号） | 1 部 |
| (2) 応募要件に係る宣誓書（様式第 2 号） | 1 部 |

- (3) 企画提案書（任意様式） 6部
- (4) 経費見積書（任意様式） 6部（うち5部は写し）

4 提出書類の作成及び記載上の留意事項

- (1) 企画提案数は、1応募者につき1提案とする。
- (2) A4判で作成することとし、両面・片面印刷、カラー・モノクロのいずれも可とする。
- (3) 企画提案書は、本募集要領及び仕様書の内容を十分に踏まえた上で作成することとし、以下の項目についても具体的に記載すること。
 - イ 本業務の実施体制（運営体制）に関すること。
 - ロ 本業務のスケジュールに関すること。
 - ハ 研修内容及び講師に関すること。
 - ニ eラーニング研修の実施方法に関すること（オンラインでの受講方法及び受講決定から修了までの一連の流れについて）。
 - ホ 不正防止に関すること（なりすまし行為、早回し等）。
 - ヘ その他、eラーニング研修を効果的に実施するための企画・提案に関すること。
- (4) 経費見積書には、積算項目の内訳（数量、単位、単価等）を明確に記載し、本業務の実施に必要となるすべての経費（消費税等を含む。）を計上すること。
- (5) 提出された提案書等は、原則として提出後の差し替え、変更及び取消しは認めない。
- (6) 企画提案書の提出を取り下げる場合には、速やかに取下書（様式第3号）を提出すること。
- (7) 取下書の提出があった場合、企画提案書等の再提出は認めない。

5 提出先

〒981-1217 宮城県名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ2階
宮城県子ども総合センター企画育成班

第7 選定方法等

1 ヒアリングの実施

企画提案書受領後、提案内容の確認を行うため、県が設置する「令和4年度宮城県保育士等キャリアアップ研修業務プロポーザル方式選定委員会」（以下「選定委員会」という。）においてヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、「企画提案内容及び評価の視点」に基づき、事前に書面審査を実施し、審査を通過したものに限りヒアリング対象とする。対象外となった者には、令和4年5月27日（金）までにその旨を通知する。

- (1) 開催日等
令和4年6月2日（木）※時間及び開催場所については、別途応募者に通知する。
- (2) 出席者
1者あたり2人以内とする。
- (3) 実施時間

1者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション（20分以内）及び質疑応答（10分程度）とし、個別に行う。

(4) その他

イ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ロ プロジェクターの使用を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）に記載すること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

ハ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェブ会議システムによる提案内容の説明も可能とする。ウェブ会議システムの利用を希望する場合は、参加表明書（様式第1号）にその旨記載し、別に通知する日程で事前の接続確認を行うこと。

(5) 評価基準・配点

記載事項		評価の視点	配点	
大項目	小項目		個別	計
事業実行力	事業実施全般における構築スケジュール、業務体制	無理なく実現性の高いスケジュールが生まれ、企画提案どおりに業務を実施できる体制が整っているか。	10	20
	類似業務の実績	本業務に関連した事業実績があると認められるか。	5	
	経費の内訳に妥当性があるか。	業務全体の積算根拠に妥当性があるか	5	
事業構想力	研修内容及び講師について	ガイドラインに沿って質が確保されているか。	5	30
	不正防止に関すること	なりすましや早回しの防止等の対応	10	
	e ラーニング研修の実施方法に関すること	オンラインでの受講方法及び受講決定から修了までの一連の流れについて受講者に分かりやすくなっており、理解度を高めるための工夫がされているか。	5	
		e ラーニング研修を効果的に実施するための企画・提案	10	
				50

2 審査及び受託予定者の選定

ヒアリングの実施後、企画提案書及び見積書について、上記「評価基準・配点」に基づき審査し、総得点の6割以上を獲得した者のうち評価点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。なお、評価点の最上位が2者以上いる場合は、後日、その者のみを対象に、選定委員会による最終評価を実施し、その得点が最上位の者を受託予定者として選定するが、最終評価によっても最上位の者が2者以上いる場合は、事業構想力の点数が優位の者を受託予定

者として選定する。

3 審査結果の通知及び公表

審査終了後、速やかに各応募者に対し選定結果を書面にて通知するとともに、県子ども総合センターホームページにおいて公表する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。

第8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は意味が不明である場合。
- (2) 本募集要領及び仕様書に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）。
- (3) 第7の1のヒアリングに参加しなかった場合。
- (4) 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合。
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合。
- (6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合。

第9 応募者が1者又はない場合の取扱い

1 応募者が1者の場合

選定委員会の委員全員による評価を実施し、業務を適切に実施できると判断される場合は、当該者を受託予定者として決定する。

2 応募者がない場合

選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

第10 選定・非選定結果の通知方法

- (1) 審査結果については、各応募者の結果のみを当該応募者に書面で通知するとともに、応募者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された業務委託候補者以外は個別の評価点が特定できないように配慮する。
- (2) 審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

第11 契約の締結

- (1) 委託する仕様内容は、仕様書及び企画提案された内容を踏まえ、県と受託予定者とで協議の上決定することとする。
- (2) 受託予定者と別に見積合わせを実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。ただし、特別な理由により受託予定者と契約締結ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受注者とする。

- (3) 支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わない。ただし、業務の運営上必要がある際には、協議によるものとする。

第12 その他

- (1) 企画提案に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類の一切は、原則として返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令に基づき、開示する場合がある。
- (5) 公募型企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型企画提案方式による実施を延期または取りやめることがある。
- (6) 研修動画等についての著作権は、受注者に帰属するものとし、成果物として二次使用を前提とした研修動画等を求めることはない。

第13 問合せ先

宮城県子ども総合センター企画育成班

〒981-1217 宮城県名取市美田園二丁目1番地の4 まなウェルみやぎ2階

電話：022-784-3580

ファクシミリ：022-784-3596

電子メール：kodomss-p@pref.miyagi.lg.jp